

市川市建設工事指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市川市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。
- (6) 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。
- (7) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (8) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (9) 監理技術者補佐 法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (10) 専任特例2号の監理技術者 法第26条第3項第2号に規定する監理技術者をいう。
- (11) 連絡員 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及び第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。
- (12) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (13) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。
- (14) 労務費 中央建設業審議会が作成・勧告した労務費に関する基準を基に算出される建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費をいう（法第34条第2項）。

なお、労務費に関する基準とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量（施工量）」を乗じた額であり、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的としたものである。

(請負契約の締結)

第3条 市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19

条の各号に掲げる事項が記載された書面又は電磁的記録（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、作成するもの。）により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（不当に低い請負代金の禁止）

第3条の2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第3条の3 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（建設工事の見積り等）

第3条の4 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

ただし、市が発注する工事の入札の際には、入札金額の内訳（材料費等その他当該建設工事の施工のために必要な経費）を記載した書類を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。
- 3 元請業者は、建設工事の下請契約を締結するに際しては、第3条第1項に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結までの間に、下請業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。
- 4 元請業者は、建設工事の下請契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、下請業者は、元請業者から請求があったときは、下請契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
- 5 元請業者は、前項の規定により材料費等記載見積書を交付した下請業者（元請業者が同項の請求をしないで第1項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした下請業者を含む。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

(一括下請負の禁止)

第4条 市から直接工事を請け負った建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)である下請契約

(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)となる下請契約

2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 工事1件の請負代の金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円)に満たない工事

(2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

(主任技術者等の適正な配置)

第6条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を配置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあつては2億円未満)となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間(片道に要する時間)がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する下請契約にまでに限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第 17 号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第 28 条第 1 項に規定する帳簿（規則第 26 条第 6 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該建設工事の工事現場に、当該工事現場に当該監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者。ただし、当該監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、当該監理技術者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね 2 時間以内であること。

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が政令第 30 条に定める数を超えるときは適用しない。（ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）また、難易度の高い又は特殊性のある建設工事において、適正な施工の確保を図る観点から、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要があると認められる場合は適用しない。

5 第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 当該監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(5) 当該監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

6 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ただし、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2 第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第17号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該営業所が市川市内にあること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 低入札価格調査を経て契約締結していないこと。

(3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件を全て満たす場合（前号の場合以外）

7 前項第1号の規定は、当該工事現場の数が、政令第34条に定める数を超えるときは、適用

しない。

- 8 市が発注する建設工事においては、第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第6項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。
- 9 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。
- 10 前各項の規定は、入札公告、入札通知、見積依頼書又は設計図書において、主任技術者等の配置にかかる別の定めがある場合は、その内容を優先する。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。
 - ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
 - イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- (5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であって、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの
 - イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの
- (6) 元請業者は、下請業者から法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (7) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を

定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。

- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引き渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が市長にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための必要な措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と市との間の請負契約における支払条件とかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、第7条第9号の申し出の日（同号ただし書の場合にあっては、その一定の日。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせな

いこと。

- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するとき
は、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人
負担分を含む。）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長す
るときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及
び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手
形を交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。
以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請業者として選定してはならない。ただ
し、第12条の2第5項の規定により市長が特別な事情があると認めて市から直接工事を請
け負った建設業者に通知した場合は、この限りでない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働
安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を的確に評価し、少なく
とも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとす
る。

3 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、市内に本店等を有する者を選定するよう努め
るものとする。

（施工体制の把握）

第9条の2 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工
するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに
準ずるもの）並びに施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事
の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14
条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項につ
いてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられ
たファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機
その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への
記載及び添付資料に代えることができる。

2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせ
たときは、再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）を作成し、前
項の建設業者に書面により通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の特定建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知
することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものと

みなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

- 3 前項の通知事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 作成建設業者（第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。）は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 6 作成建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（令和4年1月27日付け国不建第446号）の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。

- 7 作成建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者及び建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

- 8 第2項の規定による下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により再下請負通知人に該当する旨の通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、規則第14条の4第7項で定めるところにより、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（雇用条件等の改善）

第10条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（主任技術者等の届出）

- 第11条 作成建設業者は、市との請負契約締結後原則として1か月以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により、施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。
- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を市長に届け出なければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 第1項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、下請業者変更届（様式第8号）により、第2項の届出事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、主任技術者等変更届（様式第9号）により、当該建設業者は、2週間以内に市長に届け出なければならない。
- 4 前各項の届け出において、第6条第3項第1号の規定を受ける主任技術者若しくは監理技術者を選任又は変更した場合は主任（監理）技術者兼務届（専任特例1号）（様式第7号—2）を、同項第2号の規定を受ける専任特例2号の監理技術者を選任又は変更した場合は監理技術者兼務届（専任特例2号）（様式第7号—3）を併せて提出しなければならない。
- 5 前各項の届出は、市長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ることができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。
- また、届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

（点検及び調査）

- 第12条 前条第1項の届出を受理したときは、「市川市公共工事入札契約適正化法事務運用要領」（平成13年4月1日施行）の規定に基づき、工事所管課の長は、施工体制等について点検しなければならない。
- 2 市が発注した工事について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、工事所管課の長は、その状況について調査しなければならない。
- 3 工事所管課の長は、前2項の点検及び調査の結果、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合（次条第1項の規定による報告に係る部分を除く。）には、引渡し完了日の翌月10日までに、点検等報告書（様式第10号）により契約課長に報告しなければならない。

（下請業者の社会保険等の加入点検等）

- 第12条の2 工事所管課の長は、前条第1項の点検の結果、社会保険等未加入建設業者を下請業者として選定した事実を発見したときは、速やかに、社会保険等未加入下請業者報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が1次下請業者の場合にあっては1次下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書（様式第13号）により、2次以下の下請業者の場合にあっては2次以下の下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書（様式第14号）により、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行するよう指導

するとともに、履行した事実を確認することができる書類を市長が指定する日までに提出するよう通知するものとする。

- 3 前項の規定は、市から直接工事を請け負った建設業者が社会保険等未加入建設業者と直接下請契約を締結しない場合であって、かつ、当該社会保険等未加入建設業者を下請業者としなければ工事の施工が困難となるとときその他の特別の事情があると市長が認めるときは、適用しない。
- 4 前項の規定の適用を受けようとする市から直接工事を請け負った建設業者は、第2項の書類に代えて、特別事情申請書（様式第15号）を提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、特別の事情の有無を審査し、特別事情申請書に係る審査結果通知書（様式第16号）により審査結果を通知するものとする。

（監督職員）

第13条 市長は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督を行う者（「監督職員」という。）を定め、速やかに当該建設工事を直接請け負った建設業者に監督職員等選任通知書（第11号）により通知を行わなければならない。また、監督職員を変更したときも同様とする。

（不正事実の申告等）

- 第14条 建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

（指導・勧告等）

- 第15条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱（第9条第1項本文に係る部分を除く。）に違反した建設業者に対し必要があると認められるときは、必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。
- 2 市長は、市の入札参加資格業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないとき、若しくはこの要綱に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、競争参加資格停止等を検討するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第12条の2第2項の書類について必要があると認めるとき若しくは同条第5項の規定による審査の結果、特別の事情が無いと判断したときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対して事情聴取を行うものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による事情聴取の結果に基づき必要があると認めるとき又は第12条の2第2項の規定による書類若しくは同条第4項の規定による特別事情申請書の提出がなされないときは、市から直接工事を請け負った建設業者に対し、改善指導を行うものとする。
 - 5 市長は、市から直接工事を請け負った建設業者が前項の規定による改善指導に従わないときは、次に掲げる措置を行うものとする。
 - (1) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）に基づく競争参加資格停止
 - (2) 工事成績評定に係る評定点の減点

(3) 当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者への通報

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月6日から施行する。ただし、第9条第3号の改正規定は、昭和64年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成25年1月1日以後の契約締結について適用し、同日前の契約締結については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成28年6月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和元年10月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和３年４月１日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和４年４月１日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第 1

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

別表第 2

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。

- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合には、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3

<雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業所に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労務時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<社会保険の加入>

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

<福祉の充実>

- (10) 任意の労働補償制度に加入する等、労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (11) 建設業退職金共済組合に加入する等、退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

＜福利厚生施設の整備＞

(13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

＜技術及び技能の向上＞

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

(16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。

＜適正な雇用管理＞

(17) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(18) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(19) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。

＜その他＞

(20) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施 工 体 制 台 帳

年 月 日

会 社 名

事業所名

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び 住 所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者 補佐名		資 格 内 容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

1号特定技能外国人の従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況 (有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

<下請負人に関する事項>

会社名			代表者名		
住 所					
工事名称 及 工事内容					
工 期	自 年 月 日		契約日	年 月 日	
	至 年 月 日				

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限・意見 申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

1号特定技能外国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請規約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐の資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再 下 請 負 通 知 書

年 月 日

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称	
------	--

会 社 名

代 表 者 名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

1号特定技能外国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

《再下請関係》

再下請業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名				代 表 者 名			
住 所 電話番号							
工事名称 及び 工事内容							
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年	月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限・意見 申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

1号特定技能外国人の従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況 (有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

作 業 員 名 簿
(年 月 日作成)

事業所の名称 _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____ (次)会社名 _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日

21

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
					雇用保険						
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

- (注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現

...現場代理人

作

...作業主任者（(注) 2.）

女

...女性作業員

未

...18歳未満の作業員

主

...主任技術者

職

...職 長

安

...安全衛生責任者

能

...能力向上教育

再

...危険有害業務・再発防止教育

習

...外国人技能実習生

1特

...1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○基幹技能者、○級○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

様式第 3 号 施工体系図

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
発 注 者 の 商 号 名 称 又 は 氏 名	

元請負人の商号又は名称	
監 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者 名	
監 理 技 術 者 補 佐 名	
専門技術者	氏 名 建設工事の内容

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
代表者名		
許可番号		
一般/特定の別	一般 / 特定	
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
特定専門 工事の該	有 ・ 無	
専門技術者	氏 名	
	建設工事の内容	

(下請業者) 様

作成建設業者の住所
 商号又は名称
 代表者氏名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に關し、建設業法第24条の8第1項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わせなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(再下請負通知人の下請業者) 様

再下請負通知人
の 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

通 知 書

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わせなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

下請業者選定通知書

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

1 工 事 名 _____

2 工 期 _____

3 請負代金額 _____

上記建設工事の一部を施工する下請業者については、次のとおりですので、市川市建設工事指導要綱第 11 条第 1 項の規定並びに工事請負契約約款第 7 条の規定により通知します。

注文者名	下請に附した工事種別 又は範囲	下請業者	下請区分	市内業者を使用しない場合の理由
		① 商号又は名称・代表者氏名 ② 所在地 ・電話番号 ③ 許可番号・許可業種	第 1, 第 2 下請等の区分	
		① ② ③		
		① ② ③		
		① ② ③		
		① ② ③		
		① ② ③		
		① ② ③		

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知書並びにこれらの書類に係る添付書類

＜市内業者を使用しない理由の例＞

・市内に代理店無し・市内に取引業者無し・予算の関係・特殊作業・永年の取引・指定メーカー等

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を選任したので市川市建設工事指導要綱第11条第2項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 専任特例2号の 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				
現 住 所				
生年月日				
資 格				

※添付書類

現場代理人については、直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類の写し。現場代理人以外については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類の写し。

なお、要綱第6条第3項第1号の規定を受ける主任技術者又は監理技術者について届け出する場合は、主任（監理）技術者兼務届（専任特例1号）（様式第7号—2）を、専任特例2号の監理技術者について届け出する場合は、監理技術者兼務届（専任特例2号）（様式第7号—2）を添付すること。

- （注）1 主任技術者、監理技術者、専任特例2号の監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
- 2 監理技術者及び専任特例2号の監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任（監理）技術者兼務届（専任特例1号）

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、
市川市建設工事指導要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定及び建設工事請負契約
約款第10条により、主任（監理）技術者の兼務について次のとおり届け出ます。

なお、主任（監理）技術者の配置においては、要綱第6条第3項第1号に定められた要件を全て満
たしていることを誓約するとともに、当該工事の主任（監理）技術者の配置に関する違反の事実が明ら
かになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

記

1 届出区分

☐ 新 規	主任（監理）技術者が兼務する工事について、次のとおり届け出ます。
☐ 変 更	主任（監理）技術者が兼務する工事について、次のとおり変更しましたので 届け出ます。
☐ 解 除	主任（監理）技術者の兼務を解除しましたので、次のとおり届け出ます。

2 主任（監理）の兼務する工事に関する事項

主任（監理）技術者の氏名		
兼務する 工 事	工 事 名	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 者	（市川市発注工事の場合、工事担当課名を記載）
	契 約 金 額	
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）
	移 動 時 間 ※	

※工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要

3 届出事由発生日 年 月 日

※添付書類

- ・新規又は変更の場合は、
 - ① 当該技術者が兼務する工事の契約書（写し）（上記２の記載事項を確認できる部分）
 - ② 当該監技術者が兼務する工事において、従事する技術者名が分かる書類
（市川市発注の工事の場合、主任技術者等専任通知書の写し）
- ・解除の場合は、当該技術者が兼務する工事において選任が解除されたことがわかる書類（写し）

※市川市発注の工事を兼務させる場合、工事担当課それぞれに提出すること。

※市川市以外の発注者の工事を兼務させる場合、当該発注者の了承を得ること。

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

監理技術者兼務届（専任特例2号）

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、
市川市建設工事指導要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定及び建設工事請負契約
約款第10条により、専任特例2号の監理技術者の兼務する工事について次のとおり届け出ます。

なお、専任特例2号の監理技術者の配置においては、要綱第6条第3項第2号及び同条第5項に
定められた要件を全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の専任特例2号の監理技術者
の配置に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てま
せん。

記

1 届出区分

☐ 新 規	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事について、次のとおり届け出ます。
☐ 変 更	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事について、次のとおり変更しましたので 届け出ます。
☐ 解 除	専任特例2号の監理技術者の兼務を解除しましたので、次のとおり届け出ます。

2 専任特例2号の監理技術者の兼務する工事に関する事項

専 任 特 例 2 号 の 監 理 技 術 者 の 氏 名		
兼務する 工 事	工 事 名	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 者	市川市発注工事の場合、工事担当課名を記載
	契 約 金 額	
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）
	※ 移 動 時 間	

※工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要

3 届出事由発生日 年 月 日

※添付書類

- ・新規又は変更の場合は、
 - ① 当該監理技術者が兼務する工事の契約書（写し）（上記２の記載事項を確認できる部分）
 - ② 当該監理技術者が兼務する工事において、従事する技術者名が分かる書類
（市川市発注の工事の場合、主任技術者等専任通知書の写し）
- ・解除の場合は、当該監理技術者が兼務する工事において選任が解除されたことがわかる書類
（写し）

※市川市発注の工事を兼務させる場合、工事担当課それぞれに提出すること。

※市川市以外の発注者の工事を兼務させる場合、当該発注者の了承を得ること。

下請業者変更届

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

1 工 事 名 _____

2 工 期 _____

3 請負代金額 _____

上記建設工事に関し、 年 月 日付で通知した下請業者については、次のとおり変更したので、市川市建設工事指導要綱第11条第3項の規定により届出をします。

区 分		変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注 文 者 名					
下請に附した工事 の種別又は範囲					
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名				
	所 在 地 電 話 番 号				
	許 可 番 号				
	許 可 業 種				
下 請 区 分					
変更日		年 月 日		年 月 日	

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任技術者等変更届

年 月 日契約に係る 工事に関し、
年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、
市川市建設工事指導要綱第11条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定
により届出をします。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生 年 月 日		
資 格		
変更日	年 月 日	

年 月 日

契 約 課 長 様

工事所管課の長

点 検 等 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、市川市建設工事指導要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
受 注 者 名 (商 号 又 は 名 称)	
本店又は営業所所在地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

別 添

点検等年月日	
1. 点検事項	
(1) 施工体制台帳の整備状況	
(2) 下請契約書	
(3) 一括下請又は不必要な重層下請	
(4) 標識等の掲示	
(5) 施工体制又は施工体系図の確認	
(6) 監理（主任）技術者の配置状況 （監理技術者補佐を配置する場合はこれを含む。）	
(7) 下請業者の使用状況	
(8) 社会保険の加入状況	
2. その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

点検（調査）者 職・氏名 _____

市 川 市 長

工 事 担 当 課 の 長

社会保険等未加入下請業者報告書

下記の工事について、社会保険等未加入の下請業者が判明したため、市川市建設工事指導要綱第12条の2第1項の規定により報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
受注者名(商号又は名称)	
社 会 保 険 等 未 加 入 建 設 業 者 名	(許可番号〇〇－〇〇〇〇)
未 加 入 の 社 会 保 険 等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

【添付書類】

- ・施工体制台帳(様式第1号)
- ・再下請負通知書(様式第2号)
- ・施工体系図(様式第3号)
- ・下請業者選定通知書(様式6号)
- ・その他必要な書類

第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

市川市長

1次下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、1次下請業者である「〇〇社」が社会保険等未加入建設業者であることが確認されました。

これは、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項及び工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第7条の2第1項の規定に反するものであり、要綱第12条の2第2項及び約款第7条の2第2項第1号の規定に基づき、年 月 日までに、当該下請負人が、未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を提出するよう通知します。

なお、当該期間内に確認書類が提出されなかった場合は、要綱第9条第1項及び約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
社会保険等未加入 建設業者名	(許可番号〇〇-〇〇〇〇)
未加入の社会保険等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

市川市長

2次以下の下請業者に対する社会保険等への加入指導要請通知書

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、○次下請業者である「○○社」が社会保険等未加入業者であることが確認されました。

これは、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項及び工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第7条の2第1項の規定に反するものであり、要綱第12条の2第2項及び約款第7条の2第2項第2号イの規定に基づき、年 月 日までに、当該下請負人が社会保険等に参加するよう指導し、当該未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を提出するよう通知します。

なお、要綱第12条の2第3項及び約款第7条の2第2項第2号ロの規定に該当する場合は、要綱第12条の2第4項の規定に基づき、年 月 日までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情を記載した書面(以下「特別事情申請書」という。)を提出するよう通知します。当該期間内に特別事情申請書が提出されなかった場合には、特別の事情を有しないものとみなします。

さらに、当該期間内に確認書類が提出されなかった場合であって、特別事情申請書によっても特別の事情を有すると市が認めなかった場合には、要綱第9条及び約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
社会保険等未加入 建設業者名	(許可番号○○-○○○○)
未加入の社会保険等	ア. 健康保険 イ. 厚生年金保険 ウ. 雇用保険

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

特別事情申請書

年 月 日付けで契約締結いたしました「〇〇工事」について、「〇〇社」が(※)法第 条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、下記のとおり当社は「〇〇社」を下請負人とする必要があるため、市川市建設工事指導要綱第12条の2第4項及び工事請負契約約款第7条の2第2項第2号ロの規定により、特別の事情を有することの認定を申請します。

特別の事情:〇〇のため

(※)該当の法令条文

- (1)健康保険法第48条
- (2)厚生年金保険法第27条
- (3)雇用保険法第7条

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

市川市長

特別事情申請書に係る審査結果通知書

年 月 日付けで貴社が提出した特別事情申請書について、市川市建設工事指導要綱(以下「要綱」という。)第12条の2第5項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

審査結果：

☐ 特別の事情を有するものと認めます。

そのため、「〇〇工事」については、「〇〇社」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が(※) 法第 条の規定による〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

☐ 特別の事情が認められません。

そのため、要綱第9条第1項及び工事請負契約約款第7条の2第1項の規定違反となります。

(理由)

(※)該当の法令条文

(1)健康保険法第48条

(2)厚生年金保険法第27条

(3)雇用保険法第7条

人員の配置を示す計画書
(建設業法施行規則第17の2又は第17条の5)

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
建設業者	名称									
	所在地									
主任技術者 又は監理技 術者（営業所技 術者又は特定営業 所技術者）	氏名									
	所属営業所名				※17条の5の場合のみ記載					
	一日平均の 法定外労働時間	見込み時間		実績時間						
建設工事1	工事名称									
	工事現場所在地									
	契約締結営業所	名称				※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じで ある必要				
		所在地								
	建設工事の内容				※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額				※1億円未満（建築一式工事の場合 は2億円未満）である必要					
	移動時間				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要					
	下請次数				※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の 確認方法									
	情報通信機器									
	連絡員	氏名								
		所属会社								
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間						
				年	月	～		年	月	
				年	月	～		年	月	
合計			年		月					
建設工事2	工事名称									
	所在地									
	建設工事の内容				※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額				※1億円未満（建築一式工事の場合 は2億円未満）である必要					
	移動時間				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要					
	下請次数				※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の 確認方法									
	情報通信機器									
	連絡員	氏名								
		所属会社								
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間						
					年	月	～		年	月
					年	月	～		年	月
合計			年		月					